

第 40 回有害・医療廃棄物研究講演会

特別企画：「脱炭素社会の実現と医療廃棄物処理」講義概要

開会の挨拶 及び「医療廃棄物処理における焼却処理の重要性」

有害・医療廃棄物研究会会長（廃棄物工学研究所・所長） 田中 勝

1. 廃棄物処理の基本知識。2. 日本のごみ処理と焼却処理。循環型社会を目指した日本のごみ処理、3Rの推進と廃棄物排出量、資源化率、埋め立て回避率。3. 日本の焼却施設の改善の歴史。ダイオキシン対策やサーマルリサイクル率。4. 医療廃棄物処理に求められる脱炭素化。海外の取り組み。

基調講演「脱炭素対策による産業廃棄物分野への影響」

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 課長補佐 大野 皓史

1. 産業廃棄物処理分野での脱炭素に向けた取組と国の支援、2. 廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス 排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ(案)について、3. 特別管理廃棄物等の適正処理の推進について、解説をしていただく。

「感染性廃棄物及び容器の発生抑制と資源循環の可能性について」

J&T 環境株式会社 原田 優

プラスチック資源循環促進法が施行され、感染性廃棄物や容器の発生抑制と資源循環の可能性について検討した結果が報告される。医療機関内での、安全装置付き採血針の採否、それによって発生廃棄物の保管容器を、段ボール製かプラスチック製の容器の選択が可能になり、容器も含めた廃棄物の排出量や処理費用への影響が見られた。廃棄物のタイプによって、容器の選択によるプラ製容器の削減、処理費の削減に成功した例が報告される。海外の感染性廃棄物のプラ容器再使用の処理例も紹介される。

「廃棄物に係る裁判事例（その 8）第二次キンキククリーンセンター事件」

弁護士法人 芝田総合法律事務所 代表弁護士 芝田 麻里

令和 3 年（2021 年）3 月 29 日、福井地方裁判所において、敦賀市内の最終処分場に搬入された廃棄物について不法投棄されものと認定し、同処分場に搬入された廃棄物全量について不法投棄物であると認定した判決があった。敦賀市が、同処分場に搬入された廃棄物の排出事業者である他の自治体に対して撤去に要した撤去費用相当額の支払請求を行ったのに対して、福井地裁は支払義務を認めた。最終処分場に搬入された廃棄物全量について不法投棄とした理論構成、撤去に要した費用相当額の支払義務を認めた理論構成について検討したい。なお、平成 29 年 9 月 29 日には、当事者が異なるものの同一の事案について福井地裁が行った判決がある。この判決との相違についても検討したい。